

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203外
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) 長岡マーケットモール (A)
(変更後) 長岡マーケットモール
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社シューマートほか2者
(変更後) 株式会社エスエフシーアールほか2者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
・新潟ジョーシン株式会社
(変更前) 代表取締役 山中 康隆
(変更後) 代表取締役 山中 庸隆
- 3 変更年月日
平成19年10月26日
- 4 変更の理由
 - ・ 2 (1)に関する事項
開店に伴い名称が確定したため。
 - ・ 2 (2)に関する事項
小売業を行う者が確定したため。
 - ・ 2 (3)に関する事項
代表者の氏名を誤って記載していたため。
- 5 届出年月日
平成25年9月12日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年9月27日から平成26年1月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp